

「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」

認定申請手続きの概要

※ H28. 4. 1改正分は赤字で表記

「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」は、住宅を長期にわたり使用することにより、住宅の解体や除却に伴う廃棄物の排出を抑制し、環境への負荷を低減するとともに、建替えに係る費用の削減によって国民の住宅に対する負担を軽減し、より豊かで、より優しい暮らしへの転換を図ることを目的とした法律です。

旭川市内に建築する住宅の認定を受けるためには、構造躯体の劣化対策、耐震性、維持管理・更新の容易性、可変性、バリアフリー性、省エネルギー性について一定の性能を有し、かつ、居住環境の維持及び向上に配慮した住宅の建築計画・維持保全計画を作成して、旭川市長（建築部建築指導課）に申請します。

認定を受けた住宅については、認定長期優良住宅建築等計画に基づき、建築及び維持保全を行うこととなります。

（お問い合わせ先）

旭川市役所第3庁舎 3階

建築部建築指導課

電話 0166-25-8597

1 認定基準

項目	法令の条項	基準（概要）
①劣化対策	法2条4項1号イ 規則1条1項	数世代にわたり住宅の構造躯体が使用できること。
②耐震性	法2条4項1号ロ 規則1条2項	極めて稀に発生する地震に対し，継続利用のための改修の容易化を図るため，損傷レベルの低減を図ること。
③可変性	法2条4項2号 規則1条3項	居住者のライフスタイルの変化等に応じて間取りの変更が可能な措置が講じられていること。
④維持管理・更新の容易性	法2条4項3号 規則1条4項	構造躯体に比べて耐用年数が短い内装・設備について，維持管理（清掃・点検・補修・更新）を容易に行うために必要な措置が講じられていること。
⑤バリアフリー性	法2条4項4号 規則1条5項1号	将来のバリアフリー改修に対応できるよう共用廊下等に必要なスペースが確保されていること。
⑥省エネルギー性	法2条4項4号 規則1条5項2号	断熱性能等の省エネルギー性能が確保されていること。
⑦住戸面積	法6条1項2号 規則4条	良好な居住水準を確保するために必要な規模を有すること。
⑧居住環境	法6条1項3号	良好な景観の形成その他の地域における居住環境の維持及び向上に配慮されたものであること。 ※「2 居住環境に関する基準について」を参照
⑨維持保全計画 ⑩資金計画	法6条1項4号 法6条1項5号 規則5条	建築時から将来を見据えて，定期的な点検・補修等に関する計画が策定されていること。

※ 基準の詳細については、法令をご確認ください。

※ 一戸建ての住宅の場合，③，⑤は除外されます。

※ ①から⑥は登録住宅性能評価機関の技術的審査又は設計住宅性能評価の対象としています。

2 居住環境に関する基準について

(1) 地区計画

地区計画が定められた区域内においては、壁面の位置の制限、建築物等の形態又は意匠の制限、垣又はさくの構造の制限に関する事項など、地区整備計画に定められた建築物の制限に関する事項に適合しない場合は、認定を行いません。

(2) 景観計画

景観法に基づく、届出の対象となる行為であって、行為の制限に適合しない場合は、認定を行いません。

(3) 景観協定

景観協定の区域内においては、協定の内容に適合しない場合は、認定を行いません。

*地区計画・景観計画・景観協定の区域については、地域振興部都市計画課（電話 0166-25-9704）にお問い合わせください。

(4) その他の条例・要綱等

・「旭川市ごみステーションの設置及び清潔保持等に関する指導要綱」の共同住宅に係るごみステーションの設置及び管理の事項に適合しない場合は、認定を行いません。

*指導要綱の詳細は環境部旭川市クリーンセンター（電話 0166-36-2213）にお問い合わせください。

・増築・改築の計画の場合には、旭川市建築基準法施行条例第12条の氷雪の落下による危害の防止に適合しない場合は、認定を行いません。

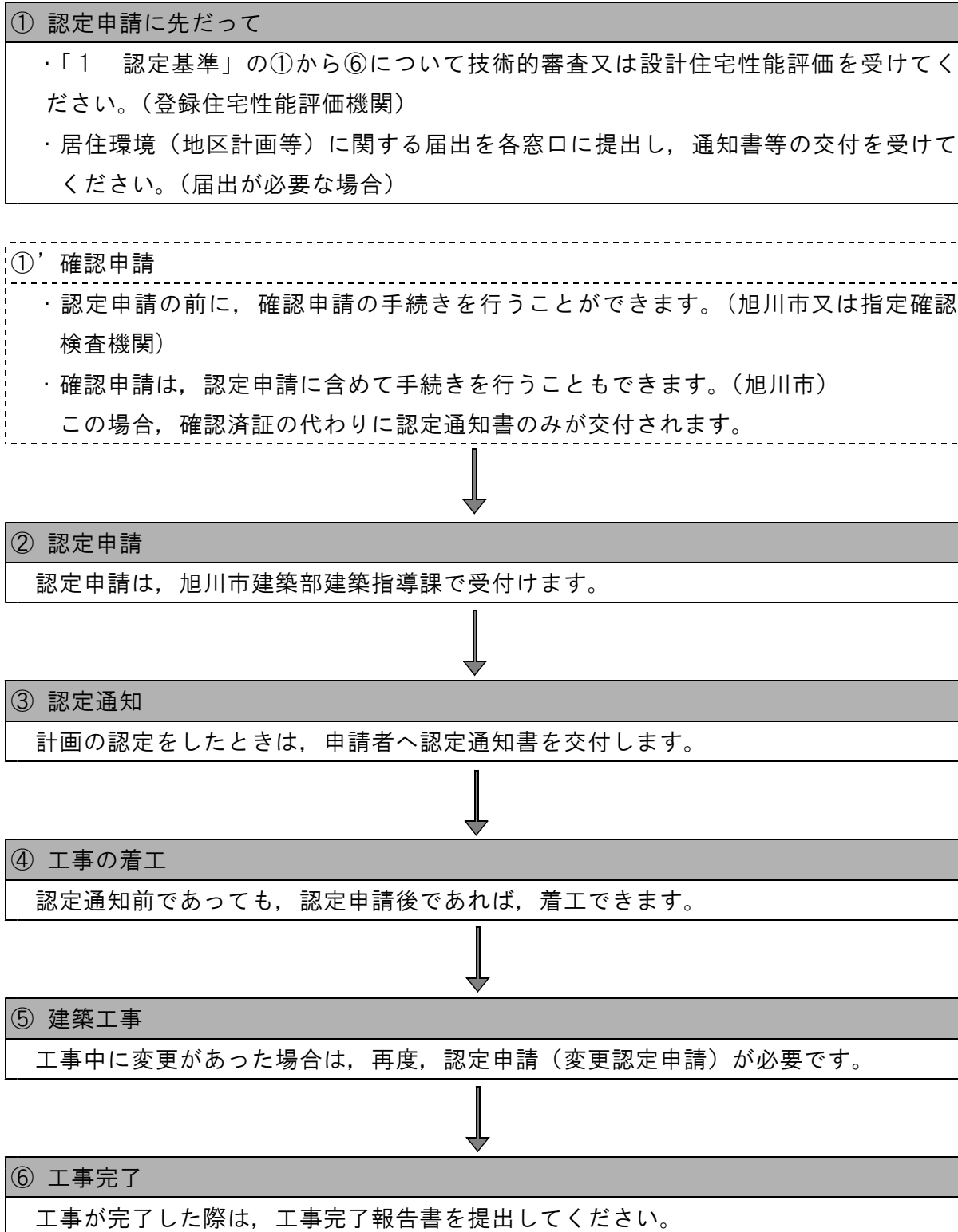
(5) 都市計画施設等の区域内

・都市計画に定められた道路・公園（都市計画施設）などの区域では、認定を行いません。

・市街地開発事業の区域では、市長が認めた場合を除き、認定を行いません。

*都市計画施設等の区域については、地域振興部都市計画課（電話 0166-25-9704）にお問い合わせください。

3 申請手続きの流れ



*申請に必要な書類の様式は建築部建築指導課「長期優良住宅の認定」ホームページ等からダウンロードできます。

4 申請に必要な書類

添付図書等	部数	内容等
①認定申請書	正・副	規則第1号様式
②委任状	1部	申請者が手続きを他者に委任する場合
③適合証 又は 住宅性能評価書	原本・写 2部	登録住宅性能評価機関の技術的審査 ----- 設計住宅性能評価書の写し
④設計内容説明書	原本・写	住宅の構造及び設備が長期使用構造等であることの説明
⑤付近見取図	原本・写	方位、道路及び目標となる地物
⑥配置図	原本・写	縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建物の位置、申請に係る建築物と他の建築物との別及び配管に係る外部の排水ますの位置
⑦仕様書(仕上げ表)	原本・写	部材の種別、寸法及び取付方法
⑧各階平面図	原本・写	縮尺、方位、間取り、居室の寸法、階段の寸法及び構造、廊下及び出入口の寸法、段差の位置及び寸法、壁の種類及び位置、通し柱の位置、筋かいの種類及び位置、開口部の位置及び構造、換気孔の位置、設備の種別、点検口及び掃除口の位置並びに配管取出口及び縦管の位置
⑨用途別床面積表	原本・写	用途別の床面積 (1次エネルギー消費量等級を計算した場合のみ添付)
⑩床面積求積図	原本・写	床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式
⑪面以上の立面図	原本・写	縮尺並びに小屋裏換気孔の種別、寸法及び位置
⑫断面図又は短計図	原本・写	縮尺、建築物の高さ、外壁及び屋根の構造、軒の高さ、軒及びひさしの出、小屋裏の構造、各階の天井の高さ、天井の構造、床の高さ及び構造並びに床下及び基礎の構造
⑬基礎伏図	原本・写	縮尺、構造躯体の材料の種別及び寸法並びに床下換気孔の寸法
⑭各階床伏図	原本・写	縮尺並びに構造躯体の材料の種別及び寸法
⑮小屋伏図	原本・写	縮尺並びに構造躯体の材料の種別及び寸法
⑯各部詳細図	原本・写	縮尺並びに断熱部その他の部分の材料の種別及び寸法
⑰各種計算書	原本・写	構造計算その他の計算を要する場合における当該計算の内容
⑱機器表	原本・写	エネルギー消費性能向上設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法 (1次エネルギー消費量等級を計算した場合のみ添付)
⑲現況調査書	原本・写	建築物の劣化事象等の状況の調査の結果 (増築・改築の認定申請時のみ添付)
⑳認定書等(写し)	原本・写	・住宅型式性能認定 ・認証型式部分等 ・特別評価方法認定
㉑その他 (必要に応じて) (注)市の受付印があるもの	2部	・地区計画の区域内における行為の届出書の写し(注) ・景観計画区域内行為着手期間短縮通知書の写し ・景観協定区域内における建築等の制限適合通知書の写し ・共同住宅ごみ収集申込書兼所有者等届出書の写し(注) ・確認済証の写し(当該建築物が確認済証の交付を受けている場合)

※住宅型式性能認定等を受けた住宅は添付図書の一部を省略することができます。

※ ④から㉑までの図書は登録住宅性能評価機関の技術的審査又は住宅性能評価を終了した旨が確認できる押印があるもの。